

都城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年3月24日

告示第419号

改正 平成29年3月23日告示第387号

改正 平成30年9月10日告示第238号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第196号）、総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙の地域支援事業実施要綱で使用する用語の例による。

(事業構成等)

第3条 総合事業の種類及び事業内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業をいう。以下同じ。）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業をいう。以下同じ。）

(ア) 総合事業訪問介護（訪問型サービスのうち、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（訪問介護等によるサービス）をいう。以下同じ。）

(イ) 生活おたすけサービス事業（訪問型サービスのうち、住民が主体となって実施する身体介護等を伴わない家事等の日常生活上の支援を行うサービスをいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス（第1号通所事業をいう。以下同じ。）

(ア) 総合事業通所介護（通所型サービスのうち、旧介護予防通所介護に相当するサービス（通所介護事業者の従業者によるサービス）をいう。以下同じ。）

(イ) 元気アップデイサービス事業（通所型サービスのうち、人員等の基準

を緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。)

ウ 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)

(ア) 介護予防ケアマネジメントA(介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。)

(イ) 介護予防ケアマネジメントB(緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議等を省略したものをいう。以下同じ。)

(ウ) 介護予防ケアマネジメントC(緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的にサービス利用の開始時のみ行われるものをいう。以下同じ。)

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防普及啓発事業(運動教室等を開催し、介護予防に資する普及啓発を図る事業をいう。以下同じ。)

イ 地域介護予防活動支援事業(介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を促進する事業をいう。以下同じ。)

(介護予防・生活支援サービス事業の対象者)

第4条 介護予防・生活支援サービス事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者であって、介護予防ケアマネジメントにより、当該サービスを提供する必要があると市長が認めるものとする。

(1) 被保険者

(2) 要支援者又は基本チェックリストによる調査を実施した結果、生活機能の低下が認められた者(以下「チェックリストによる事業対象者」という。)

(3) 総合事業によるサービスを提供することによって、心身の状況を改善することができると思われる者

(事業の委託及び指定)

第5条 市長は、適当と認める者に対し、総合事業の全部又は一部を委託することができる。

2 市長は、適当と認める者が運営する事業所(以下「指定事業者」という。)を総合事業を実施する事業所として指定することができる。

3 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとする。

ただし、ケアマネジメントAについて市長が認めたときは、居宅介護支援事業所に委託することができる。

4 第2項に規定する事業所の指定に関し必要な事項は、別に定める。

(第1号事業支給費の算定等)

第6条 総合事業訪問介護及び総合事業通所介護に係る第1号事業費の算定は、地域支援事業の実施について(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)別紙の地域支援事業実施要綱 別添1に準ずるものとする。

2 ケアマネジメントAの費用の算定に当たっては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)に準ずるものとする。

3 ケアマネジメントB及びCは、地域包括支援センターに委託するものとし、その額は市長が定める。

(利用者負担及び利用料)

第7条 介護予防・生活支援サービス事業の利用者は、別表第1に定める利用者負担又は利用料を負担するものとする。

2 総合事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

3 第1項の利用者負担及び利用料は、総合事業の受託者又は指定事業者がこれを徴収する。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第8条 市長は、総合事業訪問介護及び総合事業通所介護について、地域支援事業の実施について(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)別記1第2の1の(1)ア(コ)③及び④の例により、同(サ)③の高額介護予防サービス費相当事業及び同(サ)④の高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(支給限度額)

第9条 支給限度額の算定は、法第55条の規定の例により別表第2のとおりとする。

ただし、支給限度額を算定する事業は、総合事業訪問介護及び総合事業通所介護に限る。

2 総合事業訪問介護及び総合事業通所介護の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、別表第2に定める額から当該予防給付により給付を受けた額を差し引いた額を支給限度額とする。

(給付管理)

第10条 総合事業のうち、給付管理（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第13条第1項及び第2項に規定する事務をいう。）を行う事業は、総合事業訪問介護及び総合事業通所介護とする。

(償還給付の手続)

第11条 総合事業訪問介護及び総合事業通所介護に係る第1号事業支給費に係る償還給付に関する手続については、都城市介護保険施行規則（平成18年規則第151号）第21条の規定を準用する。ただし、申請及び決定通知については、それぞれ第1号事業支給費等申請書（様式第1号）及び第1号事業支給費支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(指導及び監査)

第12条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、関係機関との連携を図り、総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第387号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月10日告示第238号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

サービス種別	事業名	利用者負担及び利用料
訪問型サービス	総合事業訪問介護	介護給付の利用者負担割合と同じ。
	生活おたすけサービス	都城市生活おたすけサービス事業実施要綱に定める額
通所型サービス	総合事業通所介護	介護給付の利用者負担割合と同じ。
	元気アップデイサービス	都城市元気アップデイサービス事業実施要綱に定める額
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	無料とする。
	ケアマネジメントB	無料とする。
	ケアマネジメントC	無料とする。

別表第2（第9条関係）

対象者区分	支給限度額
チェックリストによる事業対象者	50,030円
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円

様式第1号（第11条関係）

第1号事業支給費等支給申請書
 （償還払用）（ 年 月分）

フリガナ			被保険者番号																
被保険者氏名			個人番号																
生年月日	年	月	日	性別	男・女														
住所	電話番号																		
支払金額合計	円																		
申請理由																			
都城市長 宛て 上記のとおり、関係書類を添えて第1号事業支給費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 ⑩ 電話番号																			

注意 この申請書の裏面に該当月分の領収証を添付してください。

上記の給付費を次の口座に振り込んでください。

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 農協			本店・支店 本所・支所 出張所			種目	口座番号					
	金融機関コード			店舗コード			1 普通預金						
							2 当座預金						
							3 その他						
フリガナ													
口座名義人													

様式第2号（第11条関係）

都城市指令第 号
年 月 日

様

都城市長



第1号事業支給費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました第1号事業支給費について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号											被保険者氏名	
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--

決定年月日	
給付の種類	
1 支給する	支給金額
2 支給しない	理由

（教示）

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都城市を被告として（訴訟において都城市を代表する者は、都城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

